



島根県報

平成18年10月24日 (火)
第 1,823 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	3
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水 産 課)	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経 営 支 援 課)	5
平成18年度地籍調査事業の決定の一部変更	(用 地 対 策 課)	6

公 告

補欠の労働者委員候補者の推薦期間	(労 働 政 策 課)	7
宅地建物取引業法の規定に基づく聴聞の実施	(建 築 住 宅 課)	7

教 委 規 則

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則	(生 涯 学 習 課)	7
-------------------------------	-------------	---

教 委 公 告

島根県立青少年の家の指定管理者の募集	(生 涯 学 習 課)	20
--------------------	-------------	----

告 示

島根県告示第981号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年10月24日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヒルズ薬局 三隅店	浜田市三隅町三隅1339番地	平成18年 9 月19日
スイング 平田薬局	出雲市西平田町50番地	平成18年10月 1 日
ホスピタルかんど	出雲市西新町二丁目2457 - 7	平成18年 9 月21日

島根県告示第982号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年10月24日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
千貫外科医院	松江市西津田三丁目5-20	平成18年7月31日

島根県告示第983号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年10月24日

島根県知事 澄田信義

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 隠岐共生学園	隠岐郡隠岐の島町栄町1088番地	通所介護	美保関在宅センターえびすの郷	松江市美保関町美保関869-10	平成18年9月1日
社会福祉法人 隠岐共生学園	隠岐郡隠岐の島町栄町1088番地	介護予防通所介護	美保関在宅センターえびすの郷	松江市美保関町美保関869-10	平成18年9月1日
社会福祉法人 隠岐共生学園	隠岐郡隠岐の島町栄町1088番地	居宅介護支援事業	えびすの郷居宅介護支援事業所	松江市美保関町美保関869-10	平成18年9月1日
有限会社 エムティサービス社	鹿足郡津和野町森村イ523-2	福祉用具貸与	有限会社 エムティサービス社	鹿足郡津和野町森村イ523-2	平成18年9月1日
有限会社 エムティサービス社	鹿足郡津和野町森村イ523-2	介護予防福祉用具貸与	有限会社 エムティサービス社	鹿足郡津和野町森村イ523-2	平成18年9月1日
有限会社 エムティサービス社	鹿足郡津和野町森村イ523-2	特定福祉用具販売	有限会社 エムティサービス社	鹿足郡津和野町森村イ523-2	平成18年9月1日
有限会社 エムティサービス社	鹿足郡津和野町森村イ523-2	特定介護予防福祉用具販売	有限会社 エムティサービス社	鹿足郡津和野町森村イ523-2	平成18年9月1日
社会福祉法人 いわみ福祉会	浜田市金城町七条八559番地2	訪問介護	岡見ヘルパーステーション	浜田市三隅町岡見700番地	平成18年10月1日
社会福祉法人 いわみ福祉会	浜田市金城町七条八559番地2	介護予防訪問介護	岡見ヘルパーステーション	浜田市三隅町岡見700番地	平成18年10月1日
社会福祉法人 吾郷会	邑智郡美郷町滝原167-1	訪問介護	ヘルパーステーションまほろば	邑智郡美郷町都賀本郷158番地1	平成18年10月1日
社会福祉法人 吾郷会	邑智郡美郷町滝原167-1	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションまほろば	邑智郡美郷町都賀本郷158番地1	平成18年10月1日
杉谷 美代子	松江市東忌部町83-22	居宅療養管理指導	いんべ杉谷内科・小児科醫院	松江市東忌部町83-22	平成18年6月1日
杉谷 美代子	松江市東忌部町83-22	介護予防居宅療養管理指導	いんべ杉谷内科・小児科醫院	松江市東忌部町83-22	平成18年6月1日

島根県告示第984号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年10月24日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 吾郷会	邑智郡美郷町滝原167番地1	居宅介護支援事業	サンデイズ居宅介護支援事業所	大田市鳥井町鳥井1881番地1	平成18年3月31日
社会福祉法人 吾郷会	邑智郡美郷町滝原167番地1	居宅介護支援事業	大和居宅介護支援事業所	邑智郡美郷町長藤745番地5	平成18年3月31日

島根県告示第985号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年10月24日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
出雲市佐田町高津屋字大横手下夕474 - 1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第986号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成18年10月24日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第2中

年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにおいて	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにおいて	年1.25%	年1.25%	年1.05%
------------------------------	------------------------------	--------	--------	--------

は、年1.25%)	は、年1.05%)				を
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
		年1.25%	年0.4%	年0.4%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%	

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	に改
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
		年1.25%	年0.45%	年0.45%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%	

める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年10月24日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成18年10月24日以後に貸し付けら

れた別表第1の左欄に掲げる資金(以下「島根県漁業近代化資金等」という。)について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第987号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成18年10月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパルク浜田 島根県浜田市相生町1391番地8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 弘 島根県浜田市朝日町91番地13

朝日木材工業株式会社 代表取締役 日向 秀行 島根県浜田市相生町3842番地

龍河商事株式会社 代表取締役 龍河 重雄 島根県浜田市浅井町1580番地

(3) 変更しようとする事項

当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称の変更

(変更前) 赤松屋シティパルク店

いわみぶらっと

K. select

2 H

(変更後) 赤松屋シティパルク店

いわみぶらっと

K. select

2 H

(株)ダイトウヤ

メンズプラザ スワキ

(株)アニー

(4) 変更の年月日

平成18年10月1日

2 届出年月日

平成18年10月11日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工観光課(島根県浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第988号

平成18年度地籍調査事業の決定（平成18年島根県告示第582号）の一部を次のように改正し、平成18年10月24日から施行する。

平成18年10月24日

島根県知事 澄田信義

表大田市の項を次のように改める。

大田市	朝山 - 1	交付決定の日から平成19年3月30日まで
	朝山 - 2	
	朝山	
	波根	
	久手	

表飯南町の項を次のように改める。

飯南町	頓原村 7	交付決定の日から平成19年3月30日まで
	頓原村 8	
	花栗 4	
	獅子 3	
	八神 1	
	小田 1	
	小田 2	
	志津見 1	
	頓原 9	
	獅子 4	
	長谷 3	
	頓原 10	
頓原 11		

表津和野町の項を次のように改める。

津和野町	商人	交付決定の日から平成19年3月30日まで
	商人	
	溪村	
	溪村	
	中山	
	長福	

長福	
富田二	
富田二	
富田二	
富田二	
柳村	
柳村	
柳村	
柳村	

公 告

第40期島根県労働委員会労働者委員について補欠の委員を1名任命する必要があるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号イの規定に基づき、補欠の労働者委員候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成18年10月24日

島根県知事 澄 田 信 義

推薦期間 平成18年10月24日から同年11月6日まで

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第69条第1項の規定に基づき、公開による聴聞を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成18年10月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 聴聞の日時

平成18年10月31日 午前10時

2 聴聞の場所

島根県松江市殿町1 県庁会議棟第1会議室

3 被聴聞者

出雲市高岡町1303番地1

いずも不動産 森脇 純

教 育 委 員 会 規 則

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月24日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第28号

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則（平成3年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを次のように改める。

（使用者の許可の申請）

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者（島根県立青少年社会教育施設（以下「青少年社会教育施設」とい

う。)が主催する研修事業(以下「主催事業」という。)に参加しようとする者を除く。)は、使用開始の日前1年から1月までの間に、青少年社会教育施設の使用許可申請書(宿泊・日帰り)(様式第1号)を青少年社会教育施設の長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

(使用者の許可)

第3条 所長は、条例第5条第1項の許可をしたときは、青少年社会教育施設の使用許可書(宿泊・日帰り)(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の納付方法等)

第4条 条例第7条第2項の使用料の納付方法は、次の各号に定める方法とする。

- (1) 納入通知書により、当該通知書に指定する金融機関に納付する方法
- (2) 指定する口座に納付する方法
- (3) 直接現金により納付する方法

2 使用料は、納入通知書に記載された日又は研修当日までに納付しなければならない。

第5条を削る。

第6条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「第7条」を「第8条」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第3号」に、「様式第6号」を「様式第4号」に、「第4条」を「第2条」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「第8条ただし書」を「第9条ただし書」に改め、同条第1項第2号中「第5条」を「第6条」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第5号」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の2条を加える。

(指定管理者の申請に関する書類等)

第11条 条例第14条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(様式第6号)によらなければならない。

2 条例第14条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (4) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (5) 法人等の概要を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める書類

(事業報告書の内容等)

第12条 条例第16条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第18条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取消の日から60日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第16条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 島根県立青少年の家(以下「青少年の家」という。)の管理の体制
- (2) 青少年の家の管理業務の実施状況
- (3) 青少年の家の管理に要した経費の収支状況
- (4) 青少年の家の利用の実績及び使用料徴収の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関し委員会が必要と認める事項

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

様式第 1 号 (その 1) (第 2 条関係)

島根県立青少年の家使用許可申請書 (宿泊・日帰り)

年 月 日

島根県立青少年の家所長 様

フリガナ 団体・グループ名	
フリガナ 団体代表者職氏名	
団体の所在地連絡先	〒 電話 ()
フリガナ 研修 (担当) 者氏名	
研修 (担当) 者連絡先	〒 電話 ()

下記のとおり島根県立青少年の家を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

使用目的 (研修内容)									
使用希望期間	年 月 日 () から 月 日 () まで (泊 日)								
利用者の構成 (人数)	小学生未 満	小学生	中学生	高校生	大学生	各種 学校生	青年	成人	合計
日 帰 り 使 用 の み 記 入	時 間	9 : 00 ~ 12 : 00			13 : 00 ~ 17 : 00		18 : 00 ~ 22 : 00		
	研 修 内 容								
	使 用 場 所								
希 望 事 項									
条例第 5 条第 3 項により 特に付する条件									
上記のとおり許可してよろしいか。	所 長	課 長	担 当 者	公 印					
起 案	年 月 日								
決 裁	年 月 日								

(注) 印欄は、記入しないこと。

宿泊利用の場合は研修プログラムを添付すること。

様式第1号(その2)(第2条関係)

島根県立少年自然の家使用許可申請書(宿泊・日帰り)

年 月 日

島根県立少年自然の家所長 様

フリガナ 団体・グループ名	
フリガナ 団体代表者職氏名	
団体の所在地連絡先	〒 電話()
フリガナ 研修(担当)者氏名	
研修(担当)者連絡先	〒 電話()

下記のとおり島根県立少年自然の家を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

使用目的(研修内容)										
使用希望期間	年 月 日()から 月 日()まで(泊日)									
利用者の構成(人数)	小学生未 満	小学生	中学生	高校生	大学生	各種 学校生	青年	成人	合計	
日 帰 り 使 用 の み 記 入	時 間	9:00~12:00			13:00~17:00		18:00~22:00			
	研 修 内 容									
	使 用 場 所									
希 望 事 項										
条例第5条第3項により特に付する条件										
上記のとおり許可してよろしいか。	所 長	課 長	担 当 者	公 印						
起 案	年 月 日									
決 裁	年 月 日									

(注) 印欄は、記入しないこと。

宿泊利用の場合は研修プログラムを添付すること。

様式第 2 号 (その 1) (第 3 条関係)

島根県立青少年の家使用許可書 (宿泊・日帰り)

年 月 日

フリガナ 団体・グループ名	
フリガナ 団体代表者職氏名	
団体の所在地連絡先	〒 電話 ()
フリガナ 研修 (担当) 者氏名	
研修 (担当) 者連絡先	〒 電話 ()

記

使用目的 (研修内容)										
使用希望期間	年 月 日 () から 月 日 () まで (泊 日)									
利用者の構成 (人数)	小学生 未 満	小学生	中学生	高校生	大学生	各 種 学校生	青 年	成 人	合 計	
日 帰 り 使 用 の み 記 入	時 間	9 : 00 ~ 12 : 00			13 : 00 ~ 17 : 00			18 : 00 ~ 22 : 00		
	研 修 内 容									
	使 用 場 所									
希 望 事 項										
条例第 5 条第 3 項により特に付する条件										
上記のとおり使用を許可します。 年 月 日										
島根県立青少年の家所長 印										

(注) 印欄は、記入しないこと。
宿泊利用の場合は研修プログラムを添付すること。

様式第2号(その2)(第3条関係)

島根県立少年自然の家使用許可書(宿泊・日帰り)

年 月 日

フリガナ 団体・グループ名	
フリガナ 団体代表者職氏名	
団体の所在地連絡先	〒 電話()
フリガナ 研修(担当)者氏名	
研修(担当)者連絡先	〒 電話()

記

使用目的(研修内容)										
使用希望期間	年 月 日()から 月 日()まで(泊日)									
利用者の構成(人数)	小学生未 満	小学生	中学生	高校生	大学生	各種 学校生	青年	成人	合計	
日 帰 り 使 用 の み 記 入	時 間	9:00~12:00			13:00~17:00			18:00~22:00		
	研 修 内 容									
	使 用 場 所									
希 望 事 項										
条例第5条第3項により特に付する条件										

上記のとおり使用を許可します。

年 月 日

島根県立少年自然の家所長 印

(注) 印欄は、記入しないこと。

宿泊利用の場合は研修プログラムを添付すること。

様式第 3 号 (その 1) (第 6 条関係)

島根県立青少年の家宿泊使用の場合の使用料減免申請書

年 月 日

島根県立青少年の家所長 様

申込者 住 所 〒

団 体 名

氏 名

(代表者)

電話 ()

印

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

受付番号

第

号

大会又は催物等の名称			
使用目的及び内容			
使用期間	年 月 日 (曜) 時 分から 年 月 日 (曜) 時 分まで	泊	日
減免理由			
使用料	使用料	減免率	減免後の使用料
	円	%	円
決 裁	所 長	課 長	担 当 者

(注) 印欄は、記入しないこと。

様式第3号(その2)(第6条関係)

島根県立少年自然の家宿泊使用の場合の使用料減免申請書

年 月 日

島根県立少年自然の家所長 様

申込者 住 所 〒

団 体 名

氏 名

(代表者)

電話()

印

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

受付番号

第

号

大会又は催物等の名称			
使用目的及び内容			
使用期間	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで	泊	日
減免理由			
使用料	使用料	減免率	減免後の使用料
	円	%	円
決 裁	所 長	課 長	担 当 者

(注) 印欄は、記入しないこと。

様式第 4 号 (その 1) (第 6 条関係)

島根県立青少年の家宿泊使用以外の場合の使用料減免申請書

年 月 日

島根県立青少年の家所長 様

申込者 住 所 〒

団 体 名

氏 名

印

(代表者)

電話 ()

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		受付番号	第 号
使用する施設名等		大会又は催物等の名称	
使用目的及び内容			
使用期間	年 月 日 (曜)	時 分から	時間
	年 月 日 (曜)	時 分まで	
使用期間	年 月 日 (曜)	時 分から	時間
	年 月 日 (曜)	時 分まで	
減免理由			
使用料	使用料	減免率	減免後の使用料
	円	%	円
決 裁	所 長	課 長	担 当 者

(注) 印欄は、記入しないこと。

様式第4号(その2)(第6条関係)

島根県立少年自然の家宿泊使用以外の場合の使用料減免申請書

年 月 日

島根県立少年自然の家所長 様

申込者 住 所 〒

団 体 名

氏 名

(代表者)

電話()

印

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		受付番号	第 号
使用する施設名等		大会又は催物等の名称	
使用目的及び内容			
使用期間	年 月 日(曜) 時 分から	時間	
	年 月 日(曜) 時 分まで		
使用期間	年 月 日(曜) 時 分から	時間	
	年 月 日(曜) 時 分まで		
減免理由			
使用料	使用料	減免率	減免後の使用料
	円	%	円
決 裁	所 長	課 長	担 当 者

(注) 印欄は、記入しないこと。

様式第 5 号 (その 1) (第 7 条関係)

島根県立青少年の家使用料還付請求書

年 月 日

島根県立青少年の家所長 様

申込者 住 所 〒

団 体 名

氏 名

印

(代表者)

電話 ()

下記のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

許可年月日及び番号	年 月 日	第	号
還付を受けようとする理由			
還 付 請 求 額	一金	円	
請求金額の内訳	使用料の種別	既納の使用料	還 付 割 合
		円	%
決 裁	所 長	課 長	担 当 者

- (注) 1 使用許可書を添付すること。
 2 印欄は、記入しないこと。

様式第5号(その2)(第7条関係)

島根県立少年自然の家使用料還付請求書

年 月 日

島根県立少年自然の家所長 様

申込者 住 所 〒

団 体 名

氏 名

(代表者)

電話()

印

下記のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

許可年月日及び番号	年 月 日	第	号
還付を受けようとする理由			
還 付 請 求 額	一金	円	
請 求 金 額 の 内 訳	使用料の種別	既納の使用料	還 付 割 合
		円	%
決 裁	所 長	課 長	担 当 者

- (注) 1 使用許可書を添付すること。
 2 印欄は、記入しないこと。

様式第 6 号 (第11条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

島根県教育委員会 様

所 在 地

申 請 者 名 称

代表者氏名

印

島根県立青少年の家の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立青少年社会教育施設条例第14条第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

法人等の名称			
代表者職・氏名			
主たる事務所の所在地			
設立年月日	年 月 日	構成員の人数	人
資本金	円		
連携団体 (他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			

様式第7号を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 公 告

島根県立青少年社会教育施設条例（平成3年島根県条例第8号）附則第2項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成18年10月24日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 募集の目的

島根県立青少年の家は、青少年に学習及び交流の機会を提供することにより、心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するために設置された施設である。

本施設等の管理・運営に関して、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図ることを目的に創設された「指定管理者制度」を導入したところであり、このたび、施設の管理を行う指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

(1) 名称

島根県立青少年の家（愛称：サン・レイク）

(2) 住所

出雲市小境町1991 - 2

(3) 建物構造

本館（鉄筋コンクリート）、体育館（鉄骨）、屋外創作棟（木造）、バーベキューハウス（木造）、集いの広場（鉄筋コンクリート）、車庫・プロパン庫（鉄骨）、艇庫（鉄骨）、その他（資材庫、自転車保管庫、自転車置場、油庫、ゴミ置場、ポンプ室、屋外便所）

(4) 延床面積

9,239㎡

(5) 敷地面積

72,940㎡（グラウンド4,012㎡、ファイヤー場1,150㎡、テニスコート2面、ふれあいの広場200人収容、駐車場150台収容を含む。）

(6) 開館年月

平成3年4月

(7) 主な施設内容

多目的ホール、研修室、創作室、茶室、音楽室、調理室、会議室、宿泊用和・洋室、食堂、浴室、シャワー室（洗濯室）ほか

3 指定管理者が行う業務

(1) 青少年の家の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務

(2) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 青少年の家の施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務

(4) 前記に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関する事務のうち、教育委員会が必要があると認める業務
留意事項

詳細は別に配付する「島根県立青少年の家指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

4 指定期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないとい認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

年間指定管理料68,262千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

6 指定管理者の応募資格等

指定管理者に応募しようとする者は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更正法（平成14年法律第154条）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、島根県における県税（個人の県民税、地方消費税を除く。）、消費税及び地方消費税の滞納がない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団員の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 複数の団体での共同申請

複数の団体がグループを構成して応募する場合には、次の事項に留意すること。

- (1) グループの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
代表団体は、法人等で、グループにおける責任割合が最大であること。（県内団体の責任割合が、グループの構成が2社の場合にあっては50%超、3社の場合にあっては33%超であること。）
なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。
- (2) 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり又は単独で応募することはできない。
- (3) 当該グループの構成員が上記6の(2)から(7)までのいずれにも該当すること。
- (4) 9(4)その他応募に必要な書類のAからクまでについては、構成員ごとに提出すること。

8 応募資格の留意事項

- (1) 法人等は、株式会社、任意団体等の組織形態は問わないが、個人は応募資格を有さない。
- (2) 新たに法人等を設立する場合は、応募時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を応募者とみなす。
ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成19年3月上旬の見込み）までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (3) 申請者名は、選定結果が確定するまで非公開とするが、選定後、選定結果（選定又は非選定）と合わせて公表する。

9 応募の手続

応募に当たっては、次の申請書類を提出すること。

- (1) 指定管理者指定申請書
島根県立青少年社会教育施設条例施行規則（平成3年島根県教育委員会規則第1号）に定める様式第6号
- (2) 事業計画書
- (3) 指定管理期間各年度分及び期間を通じたの収支予算書
- (4) その他応募に必要な書類
ア 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

- イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し
- ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- エ 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類（申請の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録又はこれに準ずる書類）
- オ 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）
- カ 法人等の概要を記載した書類
- キ 印鑑証明
- ク 島根県税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（島根県税は平成18年6月末時点の県税納税証明書、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税は直近1年間の納税証明書で提出日において発行の日から3月以内のもの）

(5) 提出部数

正本1部及び副本9部（副本は複写可）。ただし、(4)のア、イ、キ及びクについては、正本1部及び副本1部

(6) 提出先 18に記載する場所

(7) 提出期限

平成18年12月7日（木）午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成18年12月7日午後5時必着とする。

(8) 提出方法

持参又は郵送

(9) その他応募に当たっての留意事項

ア 応募に係る経費は、すべて応募者の負担とする。

イ 申請書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったときその他不正な行為があったときは、失格とする。

ウ 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

エ 提出された事業計画書等の著作権は応募者に帰属するが、県は、指定管理者の公表等必要な場合、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、提出された申請書類は返却しない。

オ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

10 募集要項及び仕様書等の配付

(1) 配付期間

平成18年10月24日（火）から平成18年12月4日（月）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

18に記載する場所

(3) 配付資料

ア 募集要項

イ 仕様書

ウ 基本協定書（案）及び年度協定書（案）

エ 島根県立青少年の家資料

オ 管理経費積算書

11 現地説明会

現地説明会を、次のとおり開催する。出席を希望する法人等は、平成18年11月6日（月）までに18に記載する場所まで申込みを行うこと。

(1) 開催日時

平成18年11月8日（水）午前10時から午後4時まで

(2) 集合場所及び集合時間

島根県立青少年の家エントランスホールに午前 9 時50分に集合のこと。

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書等の説明

イ 施設等の見学

(4) 参加申込の方法

現地説明会への出席を希望する法人等は、参加申出書を次のとおり作成し提出すること。(1 法人等の出席者は 3 名までとする。)

ア 参加申出書

法人等の名称、出席予定者(職名、氏名)連絡先(住所、電話番号)を記載すること。

イ 提出方法 郵送、FAX又は持参

12 応募等に関する質疑

質疑の受付は、次のとおりとする。また、候補者の選定後に本要項等関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないので留意すること。

(1) 受付期限

平成18年11月17日(金)午後 5 時

(2) 受付方法

「質疑表」によりファクシミリにて提出すること。(質疑はファクシミリのみで受け付ける。ファクシミリを送信した旨の確認の電話をすること。)

(3) 回答

質問事項に対する回答は、平成18年11月27日(月)までに現地説明会に出席した法人等すべてに対して送付する。

現地説明会に出席した法人等以外で、質問に対する回答を希望する法人等は、平成18年11月24日(金)までにファクシミリでその旨連絡すること。

質疑に対する回答はファクシミリにて行う。

なお、平成18年11月27日(月)以降において、新たに募集要項の配付を受けた法人等が上記回答文書の配布を希望する場合は、配付する。

(4) 提出先 18に記載する場所

13 指定管理者の候補の選定

島根県立青少年社会教育施設条例第15条の規定等による基準に基づき、島根県立青少年の家指定管理者候補選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、審査を行い、指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)を選定する。

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有する者であること。

(2) 審査の項目

ア 施設の管理運営方針と具体的方策

イ サービスの向上を図るための具体的な手法

ウ 施設の維持管理の内容及び適格性

エ 施設の管理運営に係る経費の内容

オ 収支計画の内容及び適格性

カ 安定的な運営が可能となるサービス提供体制

キ 安定的な運営が可能となる財政的基盤

(3) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査の基準及び審査の項目に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等の書類審査を行う。書類審査の結果は平成18年12月14日(木)までに連絡する。

ウ 書類審査の結果、適当と認められる応募者に対し、選定委員会が提案内容等をヒアリングにより審査を行う。審査に当たっては、審査基準に基づいて総合的に判断する。

エ ヒアリングは平成18年12月下旬に行い、その結果は申請者全員に書面で通知するとともに申請者名と選定結果(選定又は非選定)を公表する。

オ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

カ 選定委員会は、非公開とする。

14 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要であり、選定した法人等を候補者として、平成19年2月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者として指定される。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、協議の上、島根県立青少年の家の管理に関する指定期間全体の基本協定と毎年度ごとに締結する年度協定を締結する。

15 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に関する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

16 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

17 留意事項

(1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(3) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないこと

がある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者にふさわしくないと認められるとき。

- (4) 島根県立青少年社会教育施設条例、島根県立青少年社会教育施設条例施行規則、島根県個人情報保護条例その他関係法令を承知の上で申請すること。

18 問合せ先

郵便番号 690 - 8502

住 所 島根県松江市殿町 1 番地

担当部局 島根県教育庁生涯学習課生涯学習推進グループ

電 話 0852 - 22 - 5427

F A X 0852 - 22 - 6218

